

講演・研修におけるキャンセル等規定

公益社団法人 子どもの発達科学研究所

1. キャンセル

(1) 契約成立後、理由の如何を問わず、お客様が講演・研修の開催を取り止めた場合、下記キャンセル料をお支払いいただきます。

- ① 契約成立後、講演・研修開催予定当日に取りやめた場合は、研修料金の全額。
- ② 契約成立後、講演・研修開催予定日の前日から7日前までに取りやめた場合は、研修料金の50%相当額。
- ③ 契約成立後、講演・研修開催予定日の8日前から14日前までに取りやめた場合、研修料金の10%相当額。

(2) 講師派遣のキャンセルに関しては、前項のキャンセル料に加え、交通費、宿泊費、制作済み教材費等の研修準備費、その他発生するすべての実費相当額を申し受けます。

2. 予期せぬ事態における対応と本サービス不履行時の免責事項

弊所は、天変地異・戦争・暴動・内乱その他の社会的事変、講師の逝去・急病・不慮の事故、法令の制定・改変、政府による命令・処分・指導等の公権力の行使、通信回線の事故、輸送または通関等の遅延等、甲の責めに帰すべからざる事由による本約款および個別契約の全部または一部の履行遅延もしくは履行不能について、一切その責任を負わないものといたします。